

広島県水道広域連合企業団職員採用試験(職務経験者)の受験資格(必要な職務経験年数)

学歴区分		該当者	必要な職務 経験年数
大学院 修了	博士課程修了	ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了者 イ アに該当する者と同等の資格があると企業長が認める者	5年以上
	修士課程修了	ア 学校教育法による大学院修士課程の修了者 イ アに該当する者と同等の資格があると企業長が認める者	
	専門職学位課程修了	ア 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了者 イ アに該当する者と同等の資格があると企業長が認める者	
大学 卒業	6年制	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は薬学若しくは獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業生 イ アに該当する者と同等の資格があると企業長が認める者	5年以上
	専攻科	ア 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業生 イ アに該当する者と同等の資格があると企業長が認める者	
	4年制	ア 学校教育法による4年制の大学の卒業生 イ アに該当する者と同等の資格があると企業長が認める者	
短期 大学 卒業	3年制	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業生又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了者 イ 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業生 ウ 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業生 エ アからウまでに該当する者と同等の資格があると企業長が認める者	6年以上
	2年制	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業生又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了者 イ 学校教育法による高等専門学校の卒業生 ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業生 エ アからウまでに該当する者と同等の資格があると企業長が認める者	7年以上
	1年制	ア 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業生 イ アに該当する者と同等の資格があると企業長が認める者	8年以上

高等学校卒業	専攻科	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業生 イ アに該当する者と同等の資格があると企業長が認める者	8年以上
	3年制	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業生 イ アに該当する者と同等の資格があると企業長が認める者	9年以上
	2年制	ア 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業生 イ アに該当する者と同等の資格があると企業長が認める者	10年以上
中学校卒業	—	ア 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業生又は中等教育学校の前期課程の修了者 イ アに該当する者と同等の資格があると企業長が認める者	12年以上